

粕屋町域流通業務地区における流通業務市街地の整備に関する法律 第5条第1項ただし書に基づく運用基準

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項ただし書の規定に基づき知事が許可を行う場合の運用基準を次のとおり定める。

（許可基準）

法第5条第1項ただし書の規定により流通業務地区（以下「地区」という。）に設置できる施設は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 仮設の建築物若しくは工作物で容易に移転し、又は除却することができるもの。
- 2 地区の機能を害するおそれがないと認められる次の施設であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）又は興行法（昭和23年法律第137号）の適用を受けるもの以外の施設。
 - （1）医療法（昭和23年法律第137号）第1条の5第2項に規定する診療所
 - （2）小売業、飲食業、サービス業等の用に供する店舗（県が定める大規模集客施設の立地ビジョンにおける大規模集客施設に該当するものを除く。）
 - （3）会議研修施設、業務施設等流通業務を支援し、又は地区内業務に従事する者の福利厚生に寄与する施設
 - （4）法第5条第1項各号に該当する流通業務施設に付属する施設
- 3 次のいずれにも該当する施設
 - （1）流通業務地区に関する都市計画が決定されたとき（以下「基準時」という。）に現に存する建築物を、その用途を変更せずに同一敷地内に増改築するものであって、都市計画法（昭和43年法律第100号）第54条に規定する許可基準に反しないもの
 - （2）増改築後の延べ床面積が、基準時の延べ床面積の1.2倍を超えないもの。ただし、自己居住用住宅の延べ床面積については、この限りではない。
- 4 地方公共団体が設置する施設等で、公益上やむを得ないと認められる施設

（附則）

- 1 この運用基準は、平成19年1月4日から施行する。
- 2 この運用基準の施行に伴い、「流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項ただし書き許可基準」（昭和46年7月8日施行）は廃止する。